

前文，総則，公害の防止に関する施策，規制基準の定めのない公害に関する規制の見直しについて

1 前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 公害の防止に関する施策（第6条～第17条）

函館市公害防止条例に優越する性格を持つ函館市環境基本条例（平成11年9月29日施行）において類似する規定があることから，両条例の関係を明確にしたうえで，規定を整備する。

函館市公害防止条例	函館市環境基本条例
前文	前文
第1章 総則	第1章 総則
第1条 定義	—
第2条 事業者の責務	第5条 事業者の責務
第3条 市の責務	第6条 市の責務
第4条 市民の協力	第4条 市民の責務
第5条 削除	
第2章 公害の防止に関する施策	第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策
第6条 施策の基本	第7条 施策の策定等に係る基本方針
第7条 規制の措置	第11条 規制等の措置
第8条 土地利用における公害防止の措置	第13条 環境の保全および創造に関する施設の整備等
第9条 削除	
第10条 調査，研究等の体制の整備	第26条 調査および研究の実施
第11条 公害防止協定等	第27条 監視等の体制の整備
第12条 知識の普及等	第28条 事業者との協定
第13条 公害苦情等の処理	第21条 環境の保全および創造に関する教育および学習の推進
第14条 削除	第25条 情報の提供
第15条 中小企業に対する資金等	—
第16条 削除	
第17条 削除	第12条 経済的措置

※ 類似する条文の比較については，2～7ページ参照

類似する条文の比較

函館市公害防止条例	函館市環境基本条例
＜前文＞ 人間は、自然の資源と法則を利用し、これらの恩恵を受けて、今日の社会をつくりあげてきた。 しかし、近年、産業経済の飛躍的発展、交通機関の大量化、高速化および生活様式の多様化などにより、自然環境の破壊と公害の発生をもたらし、国民の健康と生活環境をおびやかしてきている。 このときにあたり、市は、憲法の精神にのっとり、市民が健康で文化的な生活を営む権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本理念として、市、事業者の責務を明らかにするとともに、公害の未然防止とその除去を期するため、施策の基本事項を定め、公害対策の総合的推進を図るものである。 ここに市は、めぐまれた自然と市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全し、公害のない青い空、青い海そして豊かな緑に象徴される理想都市実現のため、この条例を制定する。	＜前文＞ 函館市は、北海道の南端部に位置し、温暖な気候、豊かな自然、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文明を積極的に取り入れることにより国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長し、交通の要衝として、また、高度な都市機能を持つ南北北海道の政治、経済および文化の中心地として発展を続けてきた。 しかし、経済的発展や都市化の進展は、私たちの生活を便利にした反面、資源やエネルギーの大量消費により身近な環境にさまざまな影響を及ぼし、更には人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。 私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。 今、21世紀を迎えるに当たり、私たちは、資源の循環的な利用等により、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直すとともに、人間もまた自然の生態系を構成する一員であるという自覚の下に、人間と自然との共生関係の回復を目指し、地域はもとより世界の人々と協力して環境の保全に努めなければならない。 このような考え方に立ち、函館市に集うすべての人々が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、自ら参加し、行動することで、良好な環境を保全し、ならびに快適な環境を維持し、および創造するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

函館市公害防止条例	函館市環境基本条例
第1章 総則	第1章 総則
(事業者の責務) 第2条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。 2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に努めなければならない。 3 事業者は、いかなる場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。 4 事業者は、工場等の敷地について、緑化等を行ない良好な環境の整備に努めなければならない。 5 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。	(事業者の責務) 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

函館市公害防止条例	函館市環境基本条例
(市の責務) 第3条 市は、市民の健康を保護し、および生活環境を保全する使命を達成するため、本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。	(市の責務) 第6条 市は、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全および創造について配慮しなければならない。
(市民の協力) 第4条 市民は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、みずからも公害を発生させることのないようにする等、公害の防止に寄与するように努めなければならない。	(市民の責務) 第4条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

函館市公害防止条例	函館市環境基本条例
第2章 公害の防止に関する施策	第2章 環境の保全および創造に関する基本的施策
(施策の基本) 第6条 市は、公害防止の重要性にかんがみ、市政全般にわたり公害の防止について特に配慮するとともに、公害の防止に関する施策を地域の自然的、社会的条件に応じて総合的、計画的に推進するものとする。	(施策の策定等に係る基本方針) 第7条 環境の保全および創造に関する施策の策定および実施は、第3条に定める環境の保全および創造についての基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。 (1) 人の健康が保護され、および生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。 (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が保全されること。 (3) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成および歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。 (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。
(規制の措置) 第7条 市長は、公害を防止するため、事業者の遵守すべき大気汚染または水質汚濁の原因となる物質の排出等に関する規制その他の公害の防止について必要な措置を講じなければならない。	(規制等の措置) 第11条 市は、公害の原因となる行為および自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

函館市公害防止条例	函館市環境基本条例
(土地利用における公害防止の措置) 第8条 市長は、土地利用に関する施策の策定および実施にあたっては、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。	(環境の保全および創造に関する施設の整備等) 第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(調査、研究等の体制の整備) 第10条 市長は、公害の状況をは握し、および公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な調査、研究、監視、測定等の体制の整備に努めなければならない。	(調査および研究の実施) 第26条 市は、環境の保全および創造に資するため、必要な調査および研究の実施に努めるものとする。 (監視等の体制の整備) 第27条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験および検査の体制の整備に努めるものとする。
(公害防止協定等) 第11条 市長は、公害防止のため、特に必要と認める場合は、工場等の設置者と公害の防止に関する協定等を締結するものとする。	(事業者との協定) 第28条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。
(知識の普及等) 第12条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止に関する思想を高めるように努めなければならない。	(環境の保全および創造に関する教育および学習の推進) 第21条 市は、市民および事業者が環境の保全および創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全および創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全および創造に関する教育および学習を推進するものとする。 2 前項の場合において、市は、特に児童および生徒の環境の保全および創造に関する教育および学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。 (情報の提供) 第25条 市は、第21条の規定による環境の保全および創造に関する教育および学習の推進ならびに第23条の規定による環境の保全および創造に関する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全および創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

函館市公害防止条例	函館市環境基本条例
(中小企業に対する資金等) 第15条 市長は、中小企業者が公害の防止のために行なう施設の設置または改善について必要な資金の貸付、あつせんまたは技術的な指導等その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(経済的措置) 第12条 市は、市民および事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民または事業者に適正かつ公平な経済的な負担を求める措置を講ずるものとする。

2 第3章第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制（第35条～第40条）

函館市公害防止条例の制定後において、新たに制定された法令等により規制されているものについては、重複して規制されていることから、削除する。

函館市公害防止条例		法 令 等
第35条	夜間の静穏保持	北海道公害防止条例 第66条 深夜における営業者の騒音防止義務 ※ 市町村が条例で相当する規定を定めたときは、当該市町村の区域は、適用しない。
第36条	燃焼不適物の燃焼の制限	北海道公害防止条例 第67条 ばい煙又は悪臭が生ずる物の焼却の制限 ※ 市町村が条例で相当する規定を定めたときは、当該市町村の区域は、適用しない。
第37条	自動車の使用者等の義務	北海道公害防止条例 第62条 自動車の使用者等の義務
第38条	畜舎の管理等	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 [H11. 11. 1施行] 第3条 管理基準 家畜伝染病予防法 第12条の3 飼養衛生管理基準 [H15. 7. 1施行]
第39条	薬剤の空中散布に伴う措置	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 [H15. 3. 10施行] 第1条 農薬使用者の責務 第4条 航空機を用いた農薬の使用
第40条	措置の勧告	

※ 類似する条文の比較については、10～13ページ参照

類似する条文の比較

函館市公害防止条例	法 令 等
(夜間の静穏保持) 第35条 何人も、静穏な生活環境を維持するため、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）においては、特に必要以上の騒音を発生させないように努めるものとする。 2 飲食店、ボーリング場、ガソリンスタンドその他夜間にわたる営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、音響機器音、楽器音等による騒音を発生させることにより附近の静穏を害する行為をし、またはさせてはならない。	◇北海道公害防止条例 (深夜における営業者の騒音防止義務) 第66条 飲食店営業その他の営業であって規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）を営む者は、当該飲食店営業等に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時までの時間をいう。）における騒音により、その周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。 (適用除外) 第69条 この節〔第65条～第68条〕の規定は、市町村が条例でこれらに相当する規定を定めたときは、当該市町村の区域については、適用しない。
(燃焼不適物の燃焼の制限) 第36条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙または有害ガスもしくは悪臭を発生する物を屋外で多量に焼却してはならない。	◇北海道公害防止条例 (ばい煙又は悪臭が生ずる物の焼却の制限) 第67条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物を野外で多量に焼却してはならない。 (適用除外) 第69条 この節〔第65条～第68条〕の規定は、市町村が条例でこれらに相当する規定を定めたときは、当該市町村の区域については、適用しない。

函館市公害防止条例	法 令 等
(自動車の使用者等の義務) 第37条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)の使用者その他自動車の整備について責任を有する者または運転をする者は、当該自動車から発生する排出ガス(自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。)および騒音の低減を図るため、必要な整備を行ない、または適正な運転をするように努めなければならない。 2 自動車の販売および整備を業とする者は、自動車から発生する排出ガスおよび騒音の低減に関して、適切な措置をとるよう努めなければならない。	◇北海道公害防止条例 (自動車の使用者等の義務) 第62条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は自動車の運転をする者(以下「自動車の使用者等」という。)は、当該自動車から発生する排出ガス(自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。以下同じ。)及び騒音の低減を図るため、必要な整備を行い、又は適正な運転をするように努めなければならない。 2 自動車の整備を業とする者は、その整備する自動車から発生する排出ガスの量が大气汚染防止法第19条第1項の規定による自動車排出ガスの量の許容限度を超えているときは、整備を依頼した者にその旨を告知しなければならない。 3 自動車の使用者等又は自動車の整備を業とする者は、自動車から発生する排出ガス及び騒音の低減に関し知事が講ずる施策に協力しなければならない。

函館市公害防止条例	法 令 等
(畜舎の管理等) 第38条 畜舎を設置する者は、畜舎およびその付帯施設を整備し、常に衛生的な管理を行なうとともに、汚物、汚水等の処理については、公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。	◇家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 [H11. 11. 1施行] (管理基準) 第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準（以下「管理基準」という。）を定めなければならない。 2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。 ◇家畜伝染病予防法 [第十二条の三についてH15. 7. 1施行] (飼養衛生管理基準) 第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。 2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。 3～4 (略)

函館市公害防止条例	法 令 等
(薬剤の空中散布に伴う措置) 第39条 農作物および森林を害する動植物の防除のために薬剤を航空機から散布する者は、あらかじめ、その散布の計画を市長に届け出るとともに、水質の汚濁、土壌の汚染等の公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。	◇農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 [H15. 3. 10施行] (農薬使用者の責務) 第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。 - 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。 - 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。 - 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。 - 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。 - 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。 - 六 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。 (航空機を用いた農薬の使用) 第四条 農薬使用者は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 - 一 当該農薬使用者の氏名及び住所 - 二 当該年度の航空機を用いた農薬の使用計画 2 前項の農薬使用者は、航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。